

教員免許更新制の実施について

香川大学教授 宮内 健二
(前文部科学省教員免許企画室長)

1. 教員免許更新制の目的について

教育の成否は教員の資質能力が鍵（かぎ）といわれるように、国民の教員に対する期待は高いものがある。

このため、我が国では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で教諭等として勤めるためには教員免許状が必要とされている。この教員免許状は、いわゆる公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度である。

大学等で教員として必要な基礎的な知識技能を身につけるために必要な教職関係科目を履修し、都道府県教育委員会から教員免許状を授与された後も、教員免許制度では、専修・一種・二種の区分を設けていること等、現職教員が研さんを積むことにより高度な資質能力を備えていくことを期待している。

また、初任者研修、十年経験者研修をはじめとする研修や各教員による自発的な研究と修養により、資質能力の向上が図られてきた。

生涯学習社会を迎えて、多くの社会人が大学等で学び直す中、近年の社会の急激な大きな変化、子どもの変化等を踏まえ、学校教育が抱える課題も複雑・多様化する現在、教員についても不断に最新の専門的知識や指導技術等を身に付けていくことが重要となっており、「学びの精神」がこれまで以上に強く求められている。

このため、教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として最小限必要な資質能力を確実に保証するものに改革するものとして導入されることとなったのが教員免許更新制である。

教員免許更新制は、教員免許状の取得後も、社会状況や学校教育が抱える課題、子どもの変化等に対応して、その時々で求められる教員として最小限必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能への刷新（リニューアル）とその確認を行おうとするもので、これにより教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。

教員免許更新制の実施により、文部科学省や都道府県教育委員会等による養成、採用、研修の各段階での取組、学校内外での各教員の自発的な研修等の取組とあいまって、教員の資質能力の一層の向上が図られることが期待される。

2. 最初の修了確認期限の確認

平成21年4月1日からの教員免許更新制開始により、平成21年3月31日までに授与された教員免許状（旧免許状）には有効期間は定められないが、この旧免許状をもって勤めている現職教員の方には、各自の修了確認期限前の2年間のうちに大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者である都道府県の教育委員会に申請して更新講習修了確認を受けることの義務が課されている。

また、平成21年4月以降に授与される教員免

許状（新免許状）には10年間の有効期間が定められる。新免許状を持っている方は有効期間の満了までの2年間のうちに大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者である都道府県の教育委員会に申請して有効期間を更新することが必要となり、旧免許状所持者と同様に必要な講習の受講・修了と諸手続を行うこととなる。

このため、当面、学校現場では、有効期間が付された新免許状を持っている方と、有効期間が付されていない旧免許状を持っている方が並存することとなり、旧免許状を所持している教員の方々の中には、さっそく来年度から講習受講や必要な申請手続等を行うことが必要となる方がでてくる。必要となる各自の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講のしかた等を正確にご理解いただきたい。

(1) 各自の修了確認期限までに免許状更新講習受講・修了義務のある方

各学校に勤務する教職員の中で、下記の①及び②の両方に該当する方は、各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者に更新講習修了確認の申請を行うことが必要となる。

① 平成21年3月31日までに授与された教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状、栄養教諭の普通免許状、教諭の特別免許状のいずれかの免許状を持っている者

② 国公私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含む。）

(2) 各自の修了確認期限までに免許状更新講習の受講・修了義務はないが、各自の判断により免許状更新講習を受講することができる方

各学校に勤務する教職員の中で、旧免許状を持っている実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員の職にある方々は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務は課されていないが、各自の判断で免許状更新講習を受講して免許管理者に必要な申請を行うことができる。

また、現在は学校の教職員ではないが、旧免許状を持っている下記の①又は②の方々は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務は課されていないが、各自の判断で免許状更新講習を受講して免許管理者に必要な申請を行うことができる。

① かつて幼稚園、小学校等の校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含む。）であった方で、今後、学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含む。）の職に就くことを希望する方

② 今後、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含む。）として任命、雇用されることが見込まれる方（非常勤講師リストに登録していること、採用内定が出されていること等）

上記以外の職等である方、教職に就く予定がない方は、旧免許状を所持していても免許状更新講習を受講することはできない。

免許状更新講習の受講等の基本的な流れは次の図のとおり。

（図1） 免許状更新講習の受講等の基本的な流れ

〈平成20年度中に行うことが必要なこと〉

最初の修了確認期限の確認
(各自が必ず表1, 表2を確認する) → 最初の修了確認期限
平成 年 月 日

〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。 → 免許状更新講習受講期間
平成 年 月 日～平成 年 月 日

各自が各大学等に受講を申し込む。
(受講申込書で各学校長等から教員であることを証してもらう。)

大学等が開設する免許状更新講習を受講する。(教諭の職にある方は「教諭」, 養護教諭の職にある方は「養護教諭」, 栄養教諭の職にある方は「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講することが必要。)

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行される。

〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し, 勤務する学校が所在する各都道府県教育委員会(免許管理者)に更新講習修了確認の申請をする。 → 申請手続最終日
平成 年 月 日

免許管理者が更新講習修了確認を行い, 更新講習修了確認証明書を発行。

次の修了確認期限(10年後)まで持っている → 次回の修了確認期限
すべての教員免許状が有効。
平成 年 月 日

※校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭その他免許管理者が定める職にある方は, 免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請が可能。

※免許管理者…教育委員会, 高等学校等に勤務されている教職員の場合は, 教育委員会, 学校が所在する都道府県教育委員会。

現在は高等学校等に勤務していない方の場合, ご自身の住所地が所在する都道府県教育委員会。

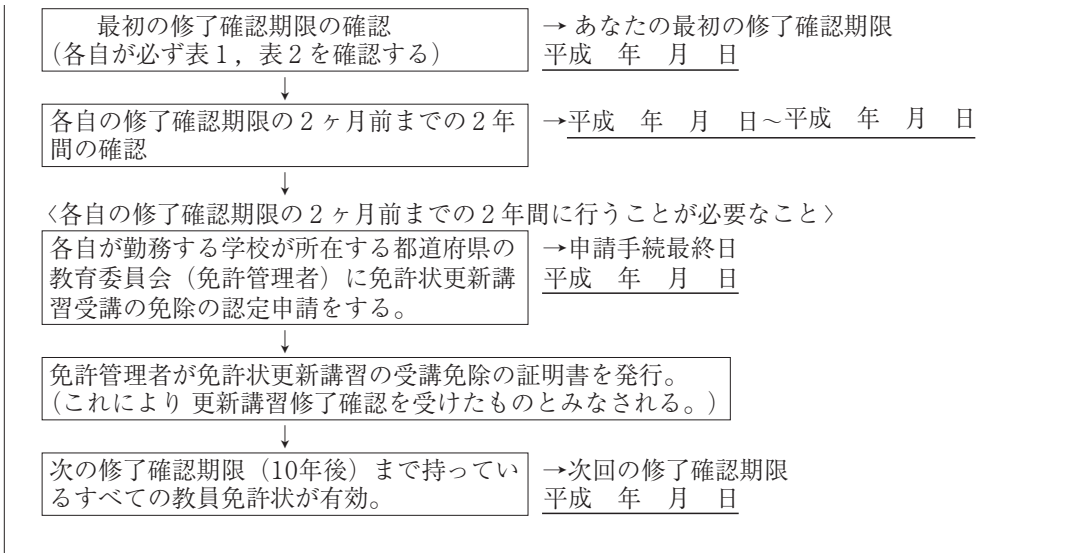
高等学校の校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭等の方が免許状更新講習の受講免除の認定申請を行う場合の流れは次の図のとおり。

(図2) 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ

高等学校等で校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭の職にある方は, 免許状更新講習の受講以外に, 勤務する学校が所在する都道府県教育委員会(免許管理者)に免許状更新講習の受講免除の認定申請が可能。この場合の流れは以下のとおり。

各自の判断によりいずれかの方途を選択する。

〈平成20年度中に行うことが必要なこと〉



(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く。)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日
---	--	------------	----------------------	------------

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間を確認する。

例1：昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となる。

例2：昭和60年1月8日生まれの養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となる。

（表2）

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方（栄養教諭以外の職にある方も該当する。）の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間を確認する。

例1：平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となる。

例2：昭和48年1月8日生まれの教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となる。

例3：平成20年3月20日に栄養教諭免許状を授与された学校栄養職員の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成30年3月31日となりますが、学校栄養職員は講習受講義務はなく、期限までに講習を受講しなくても免許状は失効しない。本人の意思で平成28年2月1日から平成30年1月31日までの間に受講し、申請することは可能。

3. 免許状更新講習の内容について

教員免許更新制の実施に際して、受講し修了することとされている30時間以上の免許状更新講習は、免許状更新講習規則、文部科学省告示に規定される以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされており、大学等が、一の事項を取り扱う講習は12時間以上で、二の事項を取り扱う講習は、6時間以上で開設する。

事項（時間数）	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項（十二時間以上）	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 □ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。） □ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 □ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 □ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項（十八時間以上）		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等についての周知を行っていただくとともに、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状の失効状況の確認等を行っていただくこと。

③ 各教職員が免許状更新講習を受講するに際して、免許状更新講習の受講申込書で学校に所属する教職員であることの証明を行っていただくこと。

④ 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者についても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了して免許管理者による確認を受けなければならないが、これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能とされています。この場合、必ず各自が免許管理者に対して免許状更新講習受講免除の認定申請を行うことが必要であるため、その旨を該当の職にある者に周知すること。

4. 教育委員会の指導主事、各学校長等の方々に留意いただきたい事項

- ① 教員免許更新制について各教職員に理解促進を図っていただくこと。
- ② 各教職員に対して、それぞれの修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等についてを個別に送付・連絡することは予定していないため、教職員名簿の整理等により各学校の教職員の最

（参考）教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

電話：03-6734-3572

メールアドレス：menkyo@mext.go.jp